

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
1	第 1 章 計画の策定にあたって 3 指標・目標の設定	全般的に、アンケートや調査からの数値は出されているものの、その結果に対して市のこども計画として、制度・設備・施設をどのように充実させていくか、という数値目標は見受けられないように思います。より具体化していくためには、市として数値目標に対しどのように取り組んでいくかも明らかにしてほしいと思います。	地域こども・子育て支援にかかる各事業の量の見込みと提供体制の確保方策については、本計画の「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載しており、「就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容」につきましては、計画策定後、毎年進捗状況を確認し、状況に応じて見直しを図ってまいります。 また、本計画の「めざすべき目標像」の計画最終年度（令和11年度）の達成状況をわかりやすく示すため、客観的に測定できるような数値化した成果指標として「はぐみ指標」を設定しており、この「はぐみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定しております。この「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善を図ってまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	—
2	第 2 章 現状と課題 2 こども・若者を取り巻く状況	P16「学力」に関して 各年度の全国学力・学習状況調査において全体として改善傾向にあるが、依然として全国水準に達していませんとあるが、子供の学習状況が「学校のみ」なのかもしくは「学校＋塾」でなのか、又、どのぐらいの費用をかけていてこの結果なのか把握して頂き計画に反映して欲しいと思いました。	教育委員会では、子ども一人一人の学習状況や各種学力調査結果等のデータを客観的・経年的に蓄積し、これら教育データを活用して学力向上関連施策の効果検証を行っております。引き続き、個々の学校や子ども一人一人の状況を把握し複合的・多面的な分析・検証しながらデータ等の根拠に基づく効果的な施策につなげていきます。	16
3	第 2 章 現状と課題 2 こども・若者を取り巻く状況	少子化が進む中、こどもに対する計画がされることはとても望ましい。乳幼児期だけではなく、“こども”とされる年齢への対応が大切。特に「将来に夢や目標を持っている」数の減少がみられるのは、こどもとそれを支える親や大人の幸福感をつくるのが大切だと思います。	本計画は、「こども」の定義を「おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者」としております。 また計画の対象をすべてのこども・若者と子育て当事者とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進するものとしております。 基本理念及び重視する視点に記載のとおり、本計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態で成長することを重視しており、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、この基本的な考え方に沿って関連する施策・取組を進めてまいります。	15
4	第 3 章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	大阪市には、外国人住民が多く住み、とりわけ在日朝鮮人・韓国人は、市内で 6 万人近く暮らしています。 そうした中、「こども基本法」には、人種や国籍、経済状況など、置かれている環境等にかかわらず、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすることを定めています。 とりわけ子どもたちへの教育は重要です。各種学校である朝鮮学校に通っている子どもたちが、一条校と同様の行政サービスを受けることができないことは、「こども基本法」に反しています。自治体が率先して差別や不平等を改善していく必要があります。「大阪市こども計画」にそうした文言を入れるべきです。	本計画は、基本理念で掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることもできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、関連するこども・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その最善の利益が優先して考慮され、すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐむことを重視することとして、重視する視点（３）に記載しております。 いただいたご意見については、関係先と共有し、連携を図りながら施策を推進してまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	41
5	第 3 章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	大阪市の担当者の方々の詳細な分析と企画立案能力そして熱意が伝わりました。そこで、二、三点コメントさせていただきます。 ・基本理念の章には、企業や市民団体との協働とありますが、くれぐれも、公金の無駄にならないよう、そしてそれが、一定の思想的な活動への資金源を提供することにならないよう注意して頂きたいと思います。 ・全体的に、横文字、理解や解釈に幅のある外来語の使用が多すぎる感じがします。 ・「多様」という言葉の濫用が気に掛かります。流行なのか思想的意図があるのか気にかかる所です。 ・子供の視点をなによりも重視します」とあり、受け入れられやすい表現で結構な事と思いますが、子供の権利として、「叱って貰える権利」と大人の「きちんと叱る義務」という切り口もあってよかったのではと感じました。尚、なぜ子供は「こども」と平仮名表記を選択されたのか気になります。 ・「全ての子ども・若者～」とありますが、なにを想定して「すべての」とされたのか気、になるところです。この表現は入れなくても充分意図は伝わるはずですが。 ・「ありのままの自分」とはどういう意味で使用されているのでしょうか。自己尊厳という言葉も英語ならセルフディグニティという言葉もあり、むしろしっくりくると思います。 ・「外国につながるこどもと家庭への支援」とはどういう意味でしょうか。外国籍の児童や家族に対する支援は行の、住民・国民から委託された業務を逸脱するものと考えます。フランス在住ですが、財政を圧迫し、行政サービスの悪化を招きひいては社会不安を増加させます。行政は同情でも隙隙のない同情ではありませんし、既得権益化する可能性があります。 ・国際化を掲げていらっしゃいますが、海外在住者の意見としては、英語教育ではなく、しっかりした日本語教育がなによりも大切で、そして日本の伝統・文化に対する知識と理解が、国際的感覚を生み出します。確かな事は、ルーツを蔑ろにする人は国際人になり得ません。 以上。ありがとうございます。	・基本理念における「市民、団体、企業等と協働」とはある特定のものに特化したものではなく、「社会総がかりでこども・若者をはぐむ」という視点を表記したものです。 ・平易な表現を心がけて作成しておりますが、解釈の難しいものと考えられる単語につきましては、「参考資料」として用語の説明を記載します。 ・「多様」という言葉の使用に流行や思想的意図はございません。 ・「こども」の平仮名標記については、こども基本法第2条の定義に合わせ表記したものとします。なお、大阪市こども青少年局では、開局当初から、法令・固有名詞等の根拠があるものを除いて「こども」と表記しております。また、本計画は、こどもの視点を何よりも重視するとともに、こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐむことを重視しており、ご意見いただいた切り口については、この重視する視点の中に包含されるものと考えております。 ・「すべてのこども・若者」については、「誰一人取り残されることなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていく」という本計画の基本理念のもと、「誰一人取り残されることなく」という意図が明確に伝わるよう表記したものです。 ・「ありのままの自分」については、「個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）」という意味をこめて表記しております。 ・「外国につながる市民」とは、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き上げてきた人々、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。 本計画の意図が、対象となるすべてのこども・若者、子育て当事者をはじめ、市民の皆さまにしっかり伝わるよう、内容を充実させてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	41

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
6	第3章 計画の基本的な考え方 2重視する視点	子供の意志表明権が、恣意的に使われることのないよう、最新の注意を払っていただきたいです。 子供の権利は結構ですが、中国の文化大革命の紅衛兵のようになることを本当におそれています。 ブレコンセプションケアのとりくみ。子供の発達段階にあわせたものになるようお願いいたします。LGBTなど、発達段階にあわない取り組みが各地で見られます。 大阪府は近年LGBTに力をいれていますが、子供に過剰な教育はしないでいただきたいです。	施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視してまいります。	41
7	第3章 計画の基本的な考え方 3計画がめざす「大阪市のまち像」	P43計画がめざす「大阪市のまち像」について これまでの調査やアンケートから子どもを取りま く環境の変化や子ども・家族が抱える問題などが可視化された上での「市のまち像」なのでしょうか。まだまだ守られるべき存在の子どもと多くの困難を抱える世帯に対して、公的責任としてどう具体的に取り組むかを明確にして下さい。自助が共助も必要ですが、それにも限界はあります。子どもの健やかな成長のために、公助がしっかりと支える大阪府であってほしいと思います。	本市では、本計画の策定に向けて、令和5年度にこども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向、若者がおかれている状況や今後の展望を把握するため、ニーズ調査を実施しており、その結果を本計画に反映しています。 その上で、計画がめざす「大阪市のまち像」については、本計画の基本理念のもと、最終的にめざすまちの状態として設定しています。行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・若者・子育て当事者への支援の基本的な考え方を計画の基本理念として示しながら、各こども・若者関連法に基づく各計画を整理・統合し、行政や各関係機関が担うべき取組や、市民や地域の主体的な活動を支援する取組を総合的かつ一体的に取りまとめたものです。 具体的な取組については、「第5章 基本施策と個別の取組」で取りまとめておりますので、ご参照いただくと幸いです。	43
8	第3章 計画の基本的な考え方 4施策の基本方向	7.施策体系 はぐくみ指標に「しょうがい児認定に必要な書類※作成可能な者に認定心理師も加える」「大阪市の認定心理師の数と保護者が認定心理師にかかり、しょうがい認定を受けた数」を指標に ※大阪府保育所運営課特別支援保育事業 2. 3号認定に必要な診断書のこと	本市では、地域の中で障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育を推進するために民間保育施設における受入れ環境を整え障がい児の受入れを促進し、特別支援保育の推進を図っております。 今回いただいたご意見は、今後の障がい児保育施策にかかる方策を検討する際の参考とさせていただきます。	46
9	第3章 計画の基本的な考え方 6基本施策	P48 6基本施策 ・保護者がともに、就労する家庭が多いことを踏まえ、子どもの放課後をより良いものとするための取組みの充実を「基本方向2」に追加してください。	こどもの放課後にかかる事業については、事業内容から「基本方向2～学童期・思春期～こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。」「施策（1）こども・若者が自立して生きる力の育成」「施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します」に取組を記載しております。 なお、「児童いきいき放課後事業」においては、令和7年度より活動時間延長の充実（利用人数要件の廃止やスポット利用の新設）を図る等事業を拡充し、取組を推進してまいります。また、「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、さらに、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	48
10	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	私は大阪市内で保育士をしています。また子育て中でもあります。 こども計画を読ませてもらい、理想、状況などはわかりましたが…子育て親も日々悩み、保育現場の職員も疲弊しております。 具体的案として、発達に配慮のいる児童が増えて中、日々の保育が成り立たず職員が潰れていってます。保育士の配置基準や人件確保、補助金の見直しを早急をお願いしたいです。また民間保育園任せの公立保育所がなくなっている状況です。公的に保育現場の把握、責任を果たせる施設等を増やして下さい。 また助けとも言えない方、頑張りすぎる方々がたくさんいる事。全ての市民が分かりやすい計画、周知の工夫もお願いします。	保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。 また、本市では、地域の中で障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育を推進するために民間保育施設における受入れ環境を整え障がい児の受入れを促進し、特別支援保育の推進を図っております。 今回いただいたご意見は、今後の障がい児保育施策にかかる方策を検討する際の参考とさせていただきます。	77

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
11	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 1	今回の「大阪市こども計画（素案）」の1基本理念、2重視する支店、3計画が目指す「大阪市のまちな像」は全く同感で、何ら意見を持つものではない。それが、4施策の基本方向で5つの「基本方向」を設定し、「めざすべき目標像」「はぐくみ指標」を設定すると言いながら、何ら具体的な数値を伴った目標が設定されず、今までの施策の表現を変えただけのように感じる。 8ページの第2章 現状と課題で年少人口と高齢者人口の推移、労働力の状態、人口・世帯等の社会状況からみる課題などで分析し、問題点が明らかになっていると思うのに、それに対する必要な施策が何ら提案されていない。 52ページの地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）もこれによって大阪市内に住みたいと思う人がどれだけ増えるでしょうか？ほとんどが現状追認です。75ページ以降も「保幼こ小連携・接続推進」で事業参加者アンケートでは肯定的回答98.9%となっているが、実施年は良くて、小学校担当者が異動すると状況が一変し、保育のみ熱心な状況は理解していますか？77ページ以降の保育所等の整備も数ではなく質の問題ととらえ、例えば園庭のない園に園庭を作れるよう支援するなど、考えられないですか？近所のマンションの1階にある保育所は、午後3字になると近くの公園へお散歩。その時間に保育所は掃除をしている。じゃ雨の日はどうしてるの？真夏でも？公園では保育士は気を遣って「貸してあげよ。子どもは気の済むまで遊びたいもの。保育園利用保護者の1番の困りごとは小学校の開校時間。『延長保育支援事業』を利用し、小学校のイキイキの開所時間を7：00～、終わりは19：00は無理なのかな？保護者は助かると思うけど。82ページの「第3者評価受審促進」1年で25か所しか受けていない現状を、どうとらえているのか？公定価格の拡充に先駆けて、大阪市独自に受審費用を補助します、と書いてあるが、その結果が令和5年度で25か所の受審。全保育所が5年ごとに受審できるのが目標と思うが、これで目標達成します、と胸を張れる数字なのかな？何年で市内全保育施設が受審完了するのだろうか？この先の、学童期、思春期のめざすべき目標像、すべての子ども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。子ども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、子ども・若者の成長を支える環境が整っている。 などは、全くその通りだが、基本施策には「多様な体験や学習ができる機会の充実」「教育環境を充実します」「健康を守る取り組みを充実します」「早期発見早期対応のための仕組みを充実します」「適切に支援するための仕組みを充実します」これを読んだ問題を抱えた子ども、保護者が「よくやってくれている」と言ってくれると思いますか？いつまでに、どれだけの金を使って、どのような対策を実行するのか、皆それをまっているのではないですか？これ以下は読む気もなくなってしまいました。最初に戻って読み返すと、23ページの若者意識調査（15～39歳）の項目に「ニート」とあったが、厚労省の定義によれば、ニートは15歳～34歳を指す言葉、と書いてある。この調査にニートを用いるのは不適切ではないか？スペースがなくなってきたので、36ページの「こどもの外出時に困ること」「こどもの遊び場の満足度」を改善し流山市のような「子育て家庭に選ばれるまち」になるよう、もっと金と知恵と人的資源を子どものために使ってください。	本市の人口・世帯等の社会状況からみる課題については、本計画のみで解決できるものではなく、関連計画として記載している大阪市未来都市創生総合戦略等と連携を図りながら取組を進めていく必要がありますが、その中で、本計画では、基本理念のもと、最終的にめざすまちの状態として「大阪市のまちな像」を設定し、この達成をめざして、こども・若者と子育て家庭を対象とした施策を実施することとあります。具体的な施策については、「第5章 基本施策と個別の取組」に記載しておりますが、これらの「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進することにより、「大阪市のまちな像」の実現につなげてまいりたいと考えております。数値目標としては、「めざすべき目標像」の計画最終年度の達成状況をわかりやすく示すものとして「はぐくみ指標」を設定しており、「第5章 基本施策と個別の取組」の中で、具体的な目標値をお示ししております。 「保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進」につきましては、担当者の異動がある中で事業の継続した進展は課題であると認識しております。各施設での「連携・接続」の取組に継続して活用していただけるよう、今後も「保幼こ小連携・接続研究」に取り組みその成果を発信するとともに、研修の実施により「連携・接続」の重要性や意義について理解が深まるよう努めてまいります。 「保育所等の整備」について、本市では、令和6年4月時点での待機児童は過去最少の2人となりましたが、利用保留児童は、2000人を超えており、依然として高水準です。さらに大規模マンション建設による子育て世帯の転入や第2子保育料無償化などによる影響により、さらなる保育ニーズ増が見込まれることから、それに対応する保育施設の整備が引き続き必要な状況です。一方で、保育の質の確保も重要と考えておりますが、本市のような大都市では、地価も高く、土地も多用途での活用が進んでいることから、園庭も含めて保育所設置に適したまとまった用地を確保するのは困難な状況にあると考えます。 「保育サービス第三者評価受審促進事業」について、令和5年度の第三者評価受審促進事業の認定申請施設数は増加しているものの、第三者評価の受審につきましては、受審申込みから評価結果公表まで期間を要すること、また、第三者評価機関の受け入れ体制が整わなかったことが、実施施設数が伸びなかった要因と考えております。 令和6年度は調査評価員の増加や第三者評価機関の増加もあり、第三者評価受審促進事業の実施施設数の増加を見込んでおります。 第三者評価機関の認証機関である大阪府とも連携し、5年に1回受審いただけるよう体制の整備に取り組むとともに、第三者評価の意義の周知にも努めてまいります。 学童期・思春期の施策につきましては、それぞれ記載の内容に沿って取組を推進し、その方針等を定めていくこととなりますが、本計画がこどもの幸せを第一に考え、その課題解決に向けて推進するものであることがこども・若者、子育て当事者にしっかり伝わるよう、様々な工夫をこらし、周知広報に努めてまいります。	61 75 77 82
12	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 2	外国籍の子どもへの教育支援に関して、外国籍の子供より日本人の子供の支援を優先的に考えてほしいです。 自国の未来のために使われるはずの税金やリソースが、他国の子供に多く使われるようなことは納得いきません。日本文化に無理解であったり、日本の文化に溶け込む意思を持たない状態であればなおのことです。 もし外国籍の子供を支援するのであれば、日本語教育だけでなく、日本の文化やマナーを教える方針も取り入れるべきではないでしょうか。日本語が話せても、日本の文化や社会的な価値観を十分に理解しないまま育つことで、異文化間の摩擦が生じる可能性があるかと懸念しています。 日本人に対して他国の文化の理解を促すのではなく、外国籍の人に日本の文化や生活を理解してもらうことに集中してもらいたいと考えています。 以上の観点から、慎重な検討をお願いします。	本市の学校園は、文部科学省によって示されている学習指導要領や、本市教育委員会が示している「大阪市教育振興基本計画」にもとづいて、指導計画を立て教育活動を行っています。 「大阪市教育振興基本計画」の重点施策の一つに、『多文化共生教育の推進』を掲げ、我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景を持つ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるように取り組んでいます。また、「大阪市多文化共生指針」及び「大阪市多文化共生指針行動計画」を踏まえ、外国につながる子どもをはじめとする全ての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進しております。 各学校園においても、教育課程内の活動として、多文化共生教育の観点で、児童生徒が外国の言葉や文化に触れる機会を設けている学校もあります。いずれの学校も一つの国や地域に限らず、学校・学級に在籍する児童生徒につながるりのある、我が国と関係の深い国、さまざまな国の言語、文化を取りあげて学習するよう、教育委員会より指導しております。 本市の学校園で学ぶ全ての子どもたちに対し「世界における多様な文化を相互に理解し合い、異なる文化を持った人々とともに生き、協働することを通して新しい価値を生み出す」という趣旨をご理解いただき、今後とも大阪市教育行政に対しまして、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。	85

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
13	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 2	「子どもの権利条約」批准から30年が経過し、やっと国内法に当たる「こども基本法」が成立し、2023年12月には「こども大綱」ができました。これまでも国連から、様々な勧告を受けながら対応してこなかった日本政府が、これを機に、子どもが権利の主体であることを基本に、「子どもの最善の利益」を真に考えた教育政策、教育制度、教育関連法などの見直しを進めていくことを期待するものです。 この「こども基本法」に則り、大阪市「こども計画」をつくるわけですから、当然、「子どもの権利条約」が反映されたものでなければならないと考えます。そのためには、「大阪市教育振興基本計画」などの子どもの教育に関わる計画や条例等が、本当に「子どもの最善の利益」を反映したもののなか、根本的な問い直しを行い、これまでの教育施策の問題点を改善していく必要があります。しかし、出された「こども計画」（素案）からは全くそのような意思を感じることができません。 すべてには言及できませんので、学校教育に関わるP99の「 施策 3 子どもの学力の状況に応じた学力向上への取組を充実します」について述べます。 そもそも子どもの学力向上のために行われてきた大阪市の施策が、子どもにとっての最善の利益となってきたのかについて検証する必要があります。国連子どもの権利委員会からは、過度に競争的な学校システムが限度を超えて学校環境をストレスフルなものにしていることが、いじめ、不登校、自死などの問題にも関連していることを再三、指摘されてきています。それなのに、【重点施策】学力の向上では、「全国学力・学習状況調査」「小学校学力経年調査」「中学生チャレンジテスト」等の結果を問題にし、これまでやってきた取組をこれまで通り行うことが記載されているだけです。 本当に子どもを権利の主体として、その最善の利益をおとながか一生懸命考えた結果とは思えません。何の反省や検討もされず、今まで通りのことを漫然やり続けるのでしょうか。 他のところを見ても、それぞれの行政部局が、今までやって来たことを一つに集め、「こども計画」の枠組みで並べ直したに過ぎないよう見えます。これを見て、子どもたちは「おとなたちが本気で自分たちのことを考えてくれている！と喜び、未来への希望を大きく膨らませることができでしょうか。 「子どもの権利条約」の精神に則り、これまでの国連からの勧告もふまえ、「子どもの最善の利益」を根本的に捉え直し、「こども計画」（素案）そのものを再検討すべきだと考えます。よって、子どもの意見も、市民の意見も反映されていないような「こども計画」（素案）には反対します。また、パブリックコメント求めることで、市民に周知し、了解を得たように見せるやり方も改めていただきたいと思います。	こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定する本計画は、基本理念に掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんがな社会」の実現につなげていくため、関連するこども・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その最善の利益が優先して考慮され、すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されことなく、一人ひとりの個性を大切にし、将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視して推進してまいります。 また、関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけており、現時点では、令和7年度を計画期間とする現行の「大阪市教育振興基本計画」と整合性を保つものとなっております。「大阪市教育振興基本計画」については、今後、令和8年度以降の計画策定に向けた検討が行われる予定であることから、その動向を注視し、緊密に連携を図りながら、引き続き整合性を保つよう努めてまいります。 教育委員会では、子ども一人一人のアンケート結果や学習履歴等のデータ及びこれまでの「全国学力・学習状況調査」や「中学生チャレンジテスト」、「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを客観的・経年的に蓄積し、大阪市総合教育センター内に設置されたシンクタンク統括室において複合的・多面的に分析検証しながら、学校の課題に応じた支援、子どもの個別最適な学びの推進に向けた支援を行っています。 なお、本計画策定にあたっては、本年度よりこども基本法第11条に基づき、今後の計画や施策にこども・若者当事者の声を反映するため、本市「こども・子育て支援会議」の委員として、こども・若者委員にご就任いただいており、また、令和5年度より常時募集している「こども・若者の声」や今回のパブリックコメントによる意見聴取を行ってまいりましたが、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後も幅広く「こどもの意見表明の場」を提供し、本市こども施策に反映できるよう、様々な工夫を凝らし努めてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	99
14	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 2	素案p.98「安全教育の推進」 子供の防犯力を高める取り組みに、ぜひ力を入れてほしいです。 私の子供が大阪市外から、大阪市内の学校に通っています。通学途中にヒヤとする経験があったそうです。 「本人が気をつける」だけではなく、「犯罪機会論」の視点を取り入れていただきたいです。 なお、私の住む自治体では、LGBT（性の多様性）についての取り組み、包括的性教育に力をいれていますが、どちらも子供を性的なものごとに近づけるもので、大変ショックをうけました。また、東南アジアから来ているイスラム教徒の方々は、同性愛などは宗教上の理由から受け入れられません。こども計画の中には今後もいれないでいただきたいです。 大阪府が性の多様性条例を制定しているのは承知しています。	「学校安全計画」において、「通学路の確認」「安全な登下校」等の項目を設定し、指導することとしており、小学校においては、通学路の「安全マップ」を作成し、地域・保護者への周知とともに、学校の実情に応じた登下校についての指導を行うなど、児童生徒における安全確保の取組の推進に努めております。 引き続き「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実等に取り組みとともに、児童生徒が主体的に自らの安全を確保できるよう、計画的・継続的な安全教育実践の推進に努めてまいります。 子どもたちが自己肯定感を高め、自他の命を大切に、相手を思いやり集団生活の場でよりよい人間関係を築き、それぞれが自分の将来について具体的な目標をもつことができるよう、生きる力を育む『性に関する指導』を、系統的に進めるよう取組を進めています。 生きる力を育む『性に関する指導』を実施するにあたっては、児童生徒等の発達段階や発達の特性を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得るとともに、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要であることから、各学校において学校全体の指導計画に基づいた年間指導計画を策定しています。	98
15	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 4	障がいのある子どもがいる家庭への支援策のひとつとして、兄弟姉妹への家庭での子育ての支援策として、保育所、学童保育等に、優先的に入所できるようにしたい。 その他、保育料の軽減、送り迎えのsupportなど、特に重度（身体的のみならず、多動などの精神的な）ハンディキャップを持つ子どもが、兄弟にいた場合）の障がいを持つ子どものいる家庭への負担を少しでも軽減できるような支援策を講じられたい。	障がいのあるこどもに係る保育施設等の利用調整の取扱いについては、「地域社会の中で、障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育」を推進するという基本的な考え方のもと、各保健福祉センターにおいて、こどもの状態に応じて必要な調整を実施するなどして希望先の保育施設等に入所できるよう取り組んでいるところです。 保育料について、年収約360万円未満の世帯で、障がいの程度や種類にかかわらず、在宅障がい児（者）のいる世帯については既に軽減措置を行っております。 また、本市においては、令和6年9月より、障がいの有無にかかわらず、きょうだいがいる世帯の第2子以降の保育料無償化を実施しております。 どのような家庭状況であっても、経済的な不安を感じることなく、等しく子育て、教育ができる環境を整えるために、引き続き保育料の負担軽減に努めてまいります。	120
16	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 4	シングルマザーで、障害のある娘を育てています。最寄りに頼れる家族もいないので、仕事を継続する為には20：00まであずけられる場所が必要が必要です。また、学校がふりかえ休日でお休みになった場合等も、あずけられる場所が必要です。上記必ず協力頂かないと、娘を育てる事ができません。宜しくお願いします。	放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供しています。引き続き国の報酬体系に沿って適切に給付を行い、本計画に基づいた取り組みを進めます。	136

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
17	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 5	3人を子育てしています。こどもを大学まで行かせようと思うと莫大なお金がかかります。こどもは 国や社会の宝でもあるので こどもにもっとお金をかけてください。 大学学費 高すぎます。半額にしましょうか 入学金なしとかそれまでの学校の授業料や給食費無料医療も無償化 こども手当でをてあつてお米はすごく助かったので2ヶ月に1回とかほしいです こんな意見を 直接 大阪市のこども担当者の方が保護者から聞ける場を持ってくださいと すごくいい 子育てしやすい大阪市になると思います。	学校給食費については義務教育無償の趣旨を踏まえ、令和5年度より、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無償化を、臨時的な措置ではなく既存の制度も活用しながら本格実施しているところです。 児童手当（旧こども手当）については、令和6年10月に全てのこどもの育ちを支える制度とするため、抜本的な拡充が行われました。その内容については、「所得制限の撤廃」、「高校生年代まで支給期間の延長」、「こども3人以上の世帯について、第3子以降月額を15,000円から30,000円」となりました。	157
18	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 5	お世話になります 小学生の保護者です 学校給食費の無償化について全額無償になりとてもありがたいのですが、量が少なすぎると感じます 育ち盛りの子供なので可哀想に思います。好き嫌いもある子供達ですが、みんなと一緒に嫌いなものも食べてくれることも多く、保護者として安心できます 例えば、大阪市＋保護者負担として、安心できる環境をつくっていただきたいと思います 物価高騰で難しいとは思いますが、何卒よろしくお願い致します	学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるよう文部科学省の「学校給食摂取基準」が定められており、本市においても、各栄養素を過不足なく摂取できるよう献立を作成しています。献立作成においては、旬の食材を利用した季節感・伝統行事にちなんだ内容、各地の郷土料理や諸外国の料理をもとにするなどの多様化の工夫、児童生徒の嗜好を考慮しつつ素材の持ち味を活かした調味・調理等、充実を図っております。また、物価高騰にも対応できるよう学校給食費の増額改定（R5・R6）を行い、質の維持向上に努めています。	157
19	その他	定住外国人の意見を聴取するしくみや機会を積極的に作り、それをこども計画にしっかり反映させてほしいと思います。	本市では、こども・若者の声を本市ホームページにおいて募集し、実際に寄せられた声やご意見については、各関係所属と共有しながら施策反映等、検討を進めております。 また、今年度よりこども基本法第11条に基づき、今後の計画や施策にこども・若者当事者の声を反映するため、本市「こども・子育て支援会議」の委員として、こども・若者委員を公募し、ご就任いただいております。 これらは、外国籍、外国にルーツのある方々を対象から除外しておらず、大阪市こども計画に基づく施策・事業についても、国籍・ルーツに関わらず、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象としております。 また、令和元年度及び令和4年度には、大阪市内にお住いの18歳以上の外国人住民（無作為抽出された4,000人）の方に、「出産・子育て・教育について」の項目を含めたアンケート調査を実施し、結果についてホームページで公表するとともに、各所属で共有し、それぞれの所属で進める施策の参考としております。	—
20	その他	・意見の募集は、大阪市内の広報紙に掲載され、HPだけの告知よりよかったです。子どもたち若者たちへは、どのように案内されたのでしょうか？ ・子どもたち、若者たちの意見を聞くために、具体的にしたこととはどんなことですか？	「こども・若者の声」の募集として、本市ホームページより常時意見募集を行っております。X（旧ツイッター）等のSNSを活用した広報を行っておりますが、今後も幅広い意見聴取のため広報活動に努めてまいります。	—
21	その他	子ども・妊婦の健康・保健に関連する箇所には、子ども・妊婦への受動喫煙の危害についてあまり触れられていないようですが子ども・妊婦のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） (1)子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 (2)子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができません。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 (3)都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ※大阪府受動喫煙防止条例、大阪府子どもの受動喫煙防止条例なども援用いただき、具体的施策の敷衍をお願いします。 (4)子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、府と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。 ※貴市の「禁煙したい方へ「おおさかチャチャッと卒煙」もスタート！」は先進的で、取り組みの事例として、本計画にも紹介いただいてはどうでしょうか。	本市では、受動喫煙による健康影響に関する普及啓発等を行っております。たばこに関する施策は、国において収集するエビデンスや専門家及び関係者の意見に基づいて進められており、それらを注視しながら、本市としてどのような施策を実施すべきか検討してまいります。 また、喫煙禁止場所以外で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況には配慮しなければならぬものとされています。本市においても、大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、子どもの受動喫煙による被害からの保護を図っております。今後も関係部署と連携を図り、喫煙や受動喫煙による健康影響について引き続き普及啓発等を実施してまいります。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
22	その他	◎ 地域の公園について ・子どもたちが安心して遊べる場所の確保を。	大阪市では、現在、市民が安全で安心して利用できる魅力ある公園整備を実施しております。 今後とも、子どもの遊び場、日常の体力づくり、身近なレクリエーション等の拠点となる公園の整備に取り組んでまいります。	—
23	その他	未来を担う子どもたちに、教育面、福祉面など、支援していく社会で見守っていく施策が策定されているのは、とても素晴らしいと思いますが、その計画を実施する環境を整えることももっと重視して下さい。例えば ・役所内の部署間連携はスムーズにとれているのか？ ※ 2 ・いろんな支援があること、その情報を保護者がとれているのか？ ※ 2 ・子どもがのびのび育める地域になっているのか？ ※ 1 他部署に担当が分かれているようなので連携が気になります。 ※ 2 役所に向かわずとも情報はとりやすい状況にあるのか？ HP だけでは、そこに積極的にアクセスしない限り情報は入ってこない。	本計画の推進にあたっては、こども・子育て対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」を設置しております。昨年12月に、計画策定にあたり当会議を開催し、本計画の基本理念や重視する視点、めざすまち像等の基本的な考え方を共有のうえ理解を促し、その実現に向けて関係各局に協力を要請しておりますが、計画策定後も本市の「区役所」「局・室」等関係部署が密に連携を図り、計画を推進し、市民の方に分かりやすい情報発信を行ってまいります。 また、いただいたご意見を踏まえ、改めて、他部署間の連携方法や情報発信方法等について、市民の方々に寄り添った方法となるよう努めてまいります。	—
24	その他	これからの時代を生きぬく力、幼児期の終わりまでに育ってほしい10 の姿、3 つの柱、など様々な取り組みが出されていますが現場が変わっていないと感じます。小学生のこどもがありますが、主体性、考える力を、と唱えるのに協調性や決まりを重視する校風、勉強に力を入れ過ぎて悪談では成績のことばかり。宿題も年々増え、土日まで課題を出す。 あそんでまなぶ、という環境や時間が減少しています。日本の幸福度は世界的にも下位に近く、子どもたちも学校を楽しみにはしていません。行かないといけない場所、になっています。ぜひ「夢見る小学校」という映画をみていただきたいです。和歌山県にある、きのくにこどもの村学園の堀真一郎さんが作った学校を題材にした映画です。ここの小学生たちは本当にいきいきとしてこのような学校を大阪市にも作って欲しいです。というか、今の学校教育がもっと変わるべきだと思います。私は大阪市中ですが20 年間豊中市のこども園で勤務しております。子ども2 人おり、大阪市の保育園に入所していましたが2 人とも豊中市の園に転園しました。豊中はこどもの主体性を重んじる、あそびを中心としている園が多くありますが大阪市にはそのような園がとても少ないと感じます。小学校に行くための準備をしているような・・・あそんでまなぶ、をもっと大事にしてほしいです。働き過ぎ社会の中で、保育園の需要が増え早朝から閉園ギリギリまで園での生活、帰ってからは親も家事育児に手一杯で子どもはテレビやゲーム。働かないと生活できない。家庭には限界があります。日本の家庭環境では愛着の問題はこれからも増え続けます。実際満たされていない子がとても多いです。その上学校も未だに一斉教育で受動型、個性より成績を重視、こどもの意欲や好奇心が育たない、居場所がなく、学校に行く楽しみを見出せない・・・大阪市は不登校子も多く、若者の自殺者も多いですよね。愛着は学校、園でも全てではないですが少しでも満たすことはできます。保育園や幼稚園、学校がもっと子どもたちののびのびと豊かに育てないとこれからの時代を自分らしく、力強く生き抜く力、非認知能力が育たないと思います。そのためにこどもの意欲、創造力、主体性、個性を守れるような園、学校づくりをしていただきたいです。地方に行けばこういう学校がある、のではなく、大阪の中心に作ることで発信していくことに意味があり、そういう学校を見本にして大阪市内、区の学校が変化していくことを願います。長くなり申し訳ありません。どうか今のこどもを取り巻く環境を大人たちが早急に改善してあげてほしいです。	本計画は、「こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ」を基本理念としており、こどもの幸せを第一に考え、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視しています。また、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切にし、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視しております。 いただいた貴重なご意見を参考にさせていただき、この基本理念や重視する視点を念頭に置きながら、すべてのこども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまちとなるよう、今後も関連部署と緊密に連携を図り、施策の推進に努めてまいります。	—

大阪市こども計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
25	その他	1 小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が減少しても、学校の統廃合を進めず、地域との結びつき等も考慮して学校を存続し、少人数学級や加配によってゆとりある学校づくりをし、各学校の教育を充実させる。 2 また、それぞれの学校の児童・生徒や教職員に余裕が出てくれば、部活動の指導やいじめ等の対応など、さまざまな教育の問題の解決に結び付くと思われる。また、大阪の教育環境にはゆとりがあり、充実を目指していることが広く知られるようになれば、大阪で教員になろうという志願者の増加にもつながる。 3 学校で勤務する職員はできる限り正規の職員であることが望ましいが、部活動外部指導者やその他外部スタッフの導入に際しては、日本版DBS に則り、生徒・児童、教職員の安全を図る。 4 給食の無償化が国レベルで実現した際も、大阪市の現在の給食に関する予算を維持し、給食の質・量の充実を図るべきである。 5 大阪市の貧困状況が全国に比して高いので、全国学力学習状況調査の結果に影響のあることは否めないもので、その数値は慎重に取り扱う。 6 大阪の優れた芸術文化である文楽を広く市民が親しむように、大阪市内の小学校・中学校・高等学校のそれぞれ在学中に1 度は鑑賞する機会を持つ。例えば、小学校4年、中学校1 年、高等学校1 年に、国立文楽劇場・各区民センター・各学校等で上演、鑑賞会を行う。	1 大阪市では、今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、学校配置の適正化に取り組んでいます。取組にあたっては、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを広く共有するため、令和2 年度に条例・規則を施行し、小学校の配置の適正化の取り組みを進めているところです。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進が見られたため、中学校も小学校と同様に規定化し、令和7 年4 月1 日に施行する予定です。学校配置の適正化の検討につきましては、二アズベターの考え方のもと、区役所と連携し、引き続き、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。なお、市立の高等学校は、令和4年度に大阪府に移管したため、本市では所管していないことを申し添えます。 2 大阪市で働く教員がよりいきいきと働くことができるよう、さまざまな取組を実施しています。取組の説明について、本市教員採用PRイベント等で伝えとともに、大阪市教員採用ポータルサイト（https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000642621.html）に掲載し、教員を支えるしくみが充実していることを周知しています。多くの方に知っていただけるよう、引き続き周知に努めます。 3 資格要件に、「地方公務員法第16条又は学校教育法第9 条各号のいずれかに該当する者、また部活動指導員として不適格と認められる事項がある者を除く」としており、登録者本人より「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）登録申し立て書」の提出が必要となっています。また、人材バンクへの登録に際し、児童生徒への指導実績証明書の提出と、「人材バンク登録推薦書」および、面接試験・論文試験により部活動指導員に適格であるかの確認を行っています。 4 学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるよう文部科学省の「学校給食摂取基準」が定められており、本市においても、各栄養素を過不足なく摂取できるよう献立を作成しています。献立作成においては、旬の食材を利用した季節感・伝統行事にちなんだ内容、各地の郷土料理や諸外国の料理をもとにするなどの多様化の工夫、児童生徒の嗜好を考慮しつつ素材の持ち味を活かした調味・調理等、充実を図っております。今後も引き続き、必要な予算を確保のうえ、献立内容の充実に取り組んでまいります。 5 「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取扱いについては、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪府教育振興基本計画」の趣旨に基づき、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進すること等を目的として、校長は当該学校における平均正答率を含む調査結果（以下、「調査結果」）及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとしています。ただし、子どもの不利益にならないよう教育委員会が特に必要であると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができるとしております。 6 芸術鑑賞については、各校に配当している予算や各区においての施策等、児童生徒の豊かな情操教育の一環として取り組んでおります。また、文化庁の「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」や「舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）」等もあり、そのプログラムの中に文楽もございます。各校の実情に合わせて体験や鑑賞が可能となっております。なお、本市としましてはこのような事業を各校に通知し、大阪の文化芸術体験活動を推進してまいります。	—
26	その他	こどもの相談センターについて ・相談員が継続して働ける、子どもたちの背景を十分にみて継続的にかかわることのできる、条件整備を。	こども相談センターで働く職員がこどもやその保護者を適切に支援できるよう専門性を高める研修を実施するなど、職員の資質向上や働きやすい環境整備に努めてまいります。	—
27	その他	子供は、どこにいても、平等！世界、地球の子供達！将来地球上を担っていくのが子供達になります。子供に差別をするというのは、卑劣なことだと。地球上の人類として、平等な選択をお願いします！	本計画の取り組みを進めることによって、すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感することができるまことなることをめざします。	—
28	その他	この度、初めて大阪市のこども計画」を読んで、充実した内容に驚かされました。 こども達のことを考えて作成されたのだらうと感じました。ありがとうございます。 他府県・市町村で、こども達への包括的性教育で男女の身体を無視した教育を推進している自治体、学校があると聞き、大阪市のこども計画にも入っているかもしれないと心配していましたが、思想やイデオロギーより、子育てする市民の実際の困難を手助けするような内容で安心しました。 こども達と、子育てする母親、父親のために、これからもよろしく願いいたします。	本計画は、基本理念で掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもんなか社会」の実現につなげていくため、関連することも・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 今後この基本理念を念頭に置きながら、関連部署と緊密に連携を図り、施策推進に努めてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	—